

# 水洗化の おすすめ



## 旭川市水道局

〒070-8541 北海道旭川市上常盤町1丁目  
TEL.0166(24)3160 FAX.0166(25)9500  
水道局お客様センター TEL.0166(24)3163  
水道局ホームページ <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>



旭川市下水道の  
マスコット  
カントくんです!

平成29年2月発行

## 旭川市水道局

# 自然を守るために、くらしを守るために

旭川市の下水道は、平成27年度末で96.8%の普及率に達しました。  
下水道は、旭川市民の安全でおいしいのある快適なくらしを守るために、欠かすことのできない施設であり、良好な水環境を守るための大切な役割を果たしています。

## 下水道の役割

### ● 快適なくらしを守ります

日常生活の中で使われた水(雑排水)が側溝に流れ出ないため、害虫の発生や臭気、伝染病の予防に役立ち、いつもきれいな地域環境を保つことができます。  
また、トイレが水洗化されると、くみ取りの必要がなくなり、いやな臭いもなくなります。



### ● 水環境を守ります

汚水を下水処理場できれいにしてから川へ流すことで、川や海などの水質をきれいに保ち、貴重な水資源を守っています。



### ● 資源を有効利用します

下水処理場で処理された水は、機械の冷却水や融雪などへ有効的に利用しています。



下水道の本管が整備されただけでは、下水道本来の役割を果たすことができません。各家庭や事業所などの、すべての排水設備が接続されて、はじめて本来の下水道の機能を果たすことができます。  
このため、国と市では、法律や条例により接続・改造しなければならない期間を次のように定めています。

- ◆ 雑排水(台所・風呂・浄化槽排水など)は、**公示の日から6か月以内**に公共下水道へ接続しなければなりません。  
(下水道法第10条、下水道条例施行規程第4条)
- ◆ くみ取り便所は、**公示の日から3年以内**に水洗トイレに改造しなければなりません。  
(下水道法第11条の3)  
※**公示の日**とは、毎年3月ごろに処理できる区域を公示した日です。

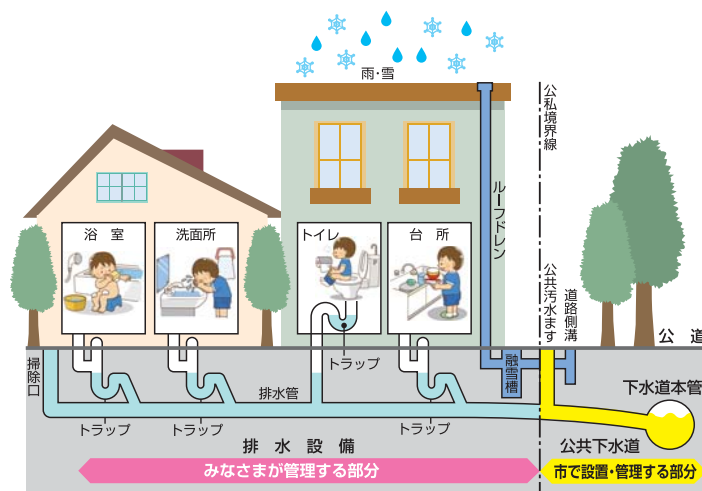
上記の工事に必要となる改造資金の**融資あっせん制度**があります。詳しくは3・4ページをご覧ください。

## 浄化槽は?

浄化槽からの排水は、下水道法では雑排水(台所・風呂等)と同じ位置付けとされています。そのため、浄化槽から排出される放流水は、公共下水道に接続するか、または浄化槽の使用をやめ、排水設備を設けて汚水を直接公共下水道に接続するかのいずれかによらなければなりません。  
(下水道法第10条、下水道条例施行規程第4条)

### ● 雨水や雪解け水は、汚水管に流すことはできません。

雨どい・無落雪住宅のルーフトレン・融雪槽などの雨水は、公共下水道の汚水管に接続できません。今までどおり道路の側溝や宅地内の浸透ますなどを利用し、流してください。



# 水洗トイレ(排水設備)工事を行うには

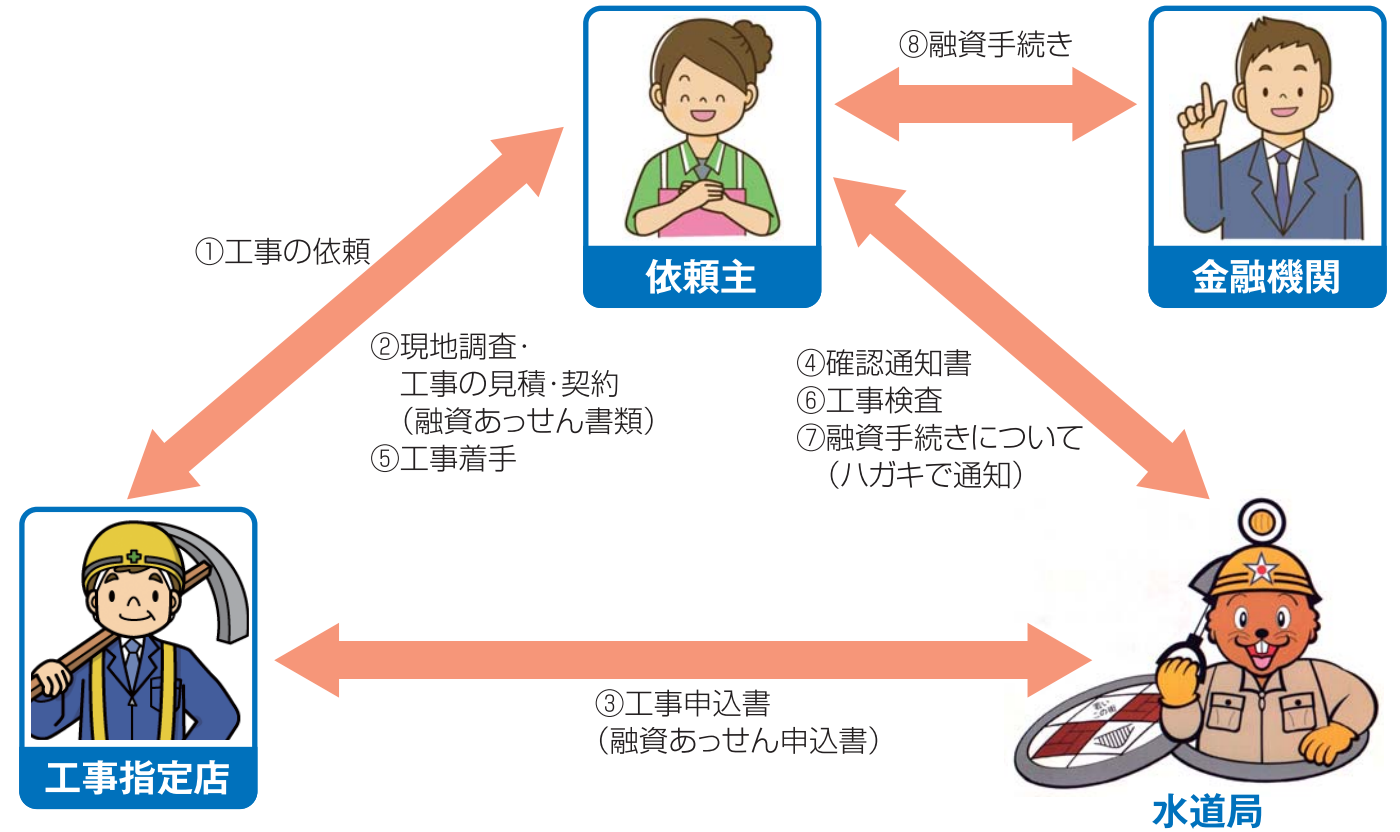
## 工事の申込みは

工事をするときは、必ず「旭川市排水工事指定店」にお申込みください。工事指定店では、設計見積り・工事のほか、水道局に提出する書類の作成、届け出などの手続きを申請者に代わって行います。

### ■ 工事指定店とは

安心して排水設備工事をまかせられるように、実績や技術的資格があり、水道局が指定する専門の工事店です。  
**水洗化などの排水設備工事は、水道局が指定した工事指定店以外では施工することができません。**

## 工事の申込みから完成まで



## 工事について

- 工事の日は、工事指定店とよく打ち合わせをしてください。
- 工事に要する日数は、一般住宅の場合でおよそ2~3日ぐらいです。
- 工事中にトイレを使用できないのは、1日程度です。  
なお、臨時移動トイレが必要な場合は、工事指定店にお申し付けください。

**お問い合わせ先** 【排水設備工事について】…サービス課給排水係 TEL.24-3165



# 改造資金の融資あっせん制度①

下水道を一日も早くご利用いただけるよう、次の方を対象に改造資金を金融機関から無利息で借りることができる**融資あっせん制度**があります。

## ■対象になる方は

- すでに居住されている住宅で、くみ取り便所を水洗トイレに改造する方
- すでに居住されている住宅で、雑排水のみを下水道に接続する方
- 浄化槽をやめて下水道に接続する方



## 融資あっせん額および返済方法

	水洗トイレと排水改造 (トイレ改造1基と排水改造1口につき)	排水改造 (風呂と台所の組合せ1口につき)	水洗改造 (トイレ改造1基につき)
融資あっせん額	43万円以内	12万円以内	31万円以内
注 意	あっせん額は、改造工事申込み時の契約額により決定します。		
返済方法	60回以内(毎月均等払い)		
利 息	水道局が負担しますので、無利息です。(ただし、返済が遅滞すると年10%の利息がかかります。)		

## ■浄化槽をやめて、下水道に接続するとき

- 単独し尿浄化槽は、1基につき12万円以内、それに排水改造1口12万円以内の合わせて24万円以内
- 合併浄化槽は、1基12万円以内

## あっせん制度を利用できる方

- 公共下水道に接続可能な区域に住宅を所有する方または住宅の所有者の同意を得た使用者、もしくは管理人で、旭川市のほか水道局が定めた市や町に住所があること。(旭川市以外に在住の方は、担当までご相談ください。)
  - 市税、下水道受益者負担金および下水道受益者分担金を滞納していないこと。
  - 融資を受けようとする資金の償還について、十分な支払い能力を有すると認められる方。
  - 未成年者または破産者で復権を得ない者でないこと。
  - 連帯保証人がいること。
- ※ 旭川信用金庫では、連帯保証人に代える保証基金制度を用意しています。  
 ※ 事業所または家屋新築の方は、あっせんの対象となりません。

## ■保証人について

- 申込者と同様、融資を受けようとする資金の償還について、十分な支払い能力を有すると認められる方。
  - 旭川市のほか水道局が定めた市や町に住所があること。(旭川市以外に在住の方は、担当までご相談ください。)
- ※保証人の人数は、1名とします。ただし、あっせん額が129万円を超えるときは、2名必要です。

# 改造資金の融資あっせん制度②

## あっせんの申込みは

次の書類を水道局に提出してください。  
 なお、申込みは排水工事指定店にご相談ください。

- 改造資金融資あっせん申込書
- 納税証明書(市税に滞納がない証明)(申込者)
- 排水設備工事等契約書の写し



## 借入れの手続き・返済は

工事検査完了後、改造資金融資あっせん決定通知書(ハガキ)を郵送いたします。  
 借入手続きは、次の書類を持参のうえ、取扱金融機関の窓口で申込者と保証人に手続きを行っていただきます。  
 借入金の返済は、預金口座から口座振替の方法による返済となります。

- 改造資金融資あっせん決定通知書(ハガキ)
- 所得証明書(市が発行するもの)(申込者)
- ※ 給与所得の方は、会社で発行する給与証明書、または給与所得の源泉徴収票  
 年金受給者の方は、年金証書の写し
- 印鑑証明書(申込者・保証人)
- 印鑑証明書の登録印鑑(申込者・保証人)
- 取扱金融機関の預金通帳と届出印(申込者)

## 取扱金融機関

- 旭川信用金庫本店・各支店
- 北央信用組合本店・各支店
- あさひかわ農協(組合員のみ)
- 東旭川農協本店(組合員のみ)

お気軽に  
お問い合わせ  
ください!



お問い合わせ先

【水洗トイレ改造資金の融資あっせんについて】…サービス課給排水係 TEL.24-3165

# 下水道使用料

水洗化工事が完了すると下水道使用料をお支払いいただくことになります。  
使用料は、ポンプ場や処理場の運転、下水道管の清掃や補修など施設の維持管理費用の一部にあてられます。

## 汚水排出量の決め方

■ **水道水を使用しているとき**  
水道の使用水量を汚水の排出量とします。

- **地下水を使用しているとき**
- **家事用**…家族の人数(使用する人数)と台所、風呂、水洗トイレなどの使用状況に応じて、汚水の排出量を決めています。
  - **家事用以外**…店舗・工場などの家事用以外については、測定器などにより汚水の排出量を決めています。

## ■地下水の排出量早見表(2か月)

家族人数	排出量(m <sup>3</sup> )			
	台所	風呂	水洗トイレ	合計
1人	12	2	2	16
2人	16	2	2	20
3人	16	4	4	24
4人	16	4	4	24

## 下水道使用料はいくら?

下水道使用料は、基本使用料と超過使用料の合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額になります(1円未満切り捨て)。

水道料金とは別々に計算しますが、2か月ごとに水道料金とあわせて請求しています。

## ■家事用(2か月)

	基本水量	基本使用料 基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> 増すごとに)
下水道使用料	0~16m <sup>3</sup> まで	2,192円	156円

## 口座振替をご利用ください

**預貯金通帳・お届け印・検針お知らせ票**をお持ちのうえ、金融機関の窓口へ

※便利なはがきタイプの申込書を用意しています。ご希望の方は、お電話にてお申し付けください。

## 減免制度があります

水道局と直接契約しているお客様で、次の条件に該当される場合に水道料金・下水道使用料の負担を軽減する制度があります。

- 生活保護世帯等
- 児童扶養手当の受給世帯(父子のみ、母子のみまたは養育者と子のみの世帯)
- 特別児童扶養手当の受給世帯(父母の一方もしくは双方と子のみ、または養育者と子のみの世帯)
- 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A判定の交付を受けている方だけで暮らしている世帯(それ以外の方と同居している場合は対象外です)
- 満70歳以上で一人暮らしの世帯

■ **ご来局による手続きが必要です。詳しくは、事前にお問い合わせください。**

## お問い合わせ先

【下水道使用料・減免制度について】… 料金課料金集計係 TEL.24-3125  
 【汚水排出量・地下水使用について】… サービス課検針係 TEL.24-3140  
 【口座振替について】……………お客様センター TEL.24-3164

トイレ・台所・お風呂・その他…水道・下水道に関することは

# お気軽にご相談を!



水道・下水道に関するお客様の疑問やご相談は、無料でお答えする

## 年中無休24時間対応

の水道サービスセンターにおまかせください!

## 水道サービスセンター

ハローハロー  
TEL.25-8686

旭川市上常盤町2丁目(旭川市管工事業協同組合内)

※水道サービスセンターは、水道局が委託している業者です。